

刈谷市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第1号

刈谷市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

刈谷市議会個人情報保護条例（令和4年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下「」を「第3項において「」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 2 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 2 の 3 の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表 4 の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）による地方税又は森林環境税」に改め、同表 5 の項中「又は配偶者支援金」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表 7 の項中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和 3 5 年法律第 3 7 号)」を加え、同表 8 の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表 9 の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表 1 2 の項を削り、同表 1 3 の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同項を同表 1 2 の項とし、同表 1 4 の項を同表 1 3 の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|--|---------------------------------|
| 1 4 市長 | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）による災害弔慰金若しくは | (1) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
|--------|--|---------------------------------|

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| | 災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|--|--|-----------------------------|

別表第2の15の項及び16の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表17の項中「又は配偶者支援金」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同表18の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表20の項中「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を加え、同表21の項、22の項、24の項、26の項及び27の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は令和7年4月1日から施行する。

刈谷市国際プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第3号

刈谷市国際プラザ条例の一部を改正する条例

刈谷市国際プラザ条例(平成23年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第10条中「建物又は」を「建物若しくは」に改める。

別表201会議室の項中「800円」を「900円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「2,500円」を「2,750円」に改め、同表202会議室の項中「500円」を「540円」に、「650円」を「720円」に、「1,500円」を「1,650円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市国際プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第4号

刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第8条から第10条まで、第10条の3、第10条の4及び第19条の5」を「第8条、第9条、第10条の2及び第10条の3」に改め、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「及び第19条の2第2項」を「、第19条の2第2項及び第19条の5第2項」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第19条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「第10条、第10条の3、第10条の4」を「第10条の2、第10条の3」に改める。

第10条第1項中「、第5条及び第13条」を「及び第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第5号

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第7号

刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成8年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「590,000円」を「598,000円」に改め、同条第2号中「548,000円」を「556,000円」に改め、同条第3号中「487,000円」を「494,000円」に改める。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例及び刈谷市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第8号

刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例及び刈谷市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

第1条 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例(昭和32年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「27, 200円」を「28, 500円」に改め、同項第2号中「23, 100円」を「24, 200円」に改め、同項第3号中「11, 700円」を「12, 200円」に改め、同項第4号中「10, 600円」を「11, 100円」に改め、同項第5号中「12, 800円」を「13, 400円」に改め、同項第6号中「12, 600円」を「13, 200円」に改め、同項第7号中「11, 300円」を「11, 800円」に改め、同項第8号中「11, 100円」を「11, 600円」に改め、同項第9号中「10, 800円」を「11, 300円」に改め、同項第10号中「10, 600円」を「11, 100円」に改め、同項第11号中「6, 400円」を「6, 700円」に改め、同項第12号中「40, 000円」を「41, 900円」に改め、同項第13号中「120, 000円」を「125, 600円」に改め、同項第14号中「48, 100円」を「50, 300円」に改め、同項第15号中「50, 100円」を「52, 400円」に改め、同項第16号中「28, 100円」を「29, 400円」に改め、同項第17号中「25, 600円」を「26, 800円」に改め、同項第18号及び第19号中「23, 100円」を「24, 200円」に改め、同項第20号から第27号までの規定中「6, 400円」を「6, 700円」に改め、同項第28号中「7, 400円」を「7, 700円」に改め、同項第29号中「6, 400円」を「6, 700円」に改め、同項第30号中「102, 000円」を「106, 700円」に改め、同項第31号から第33号までの規定中「6, 400円」を「6, 700円」に改め、同項第34号中「19, 000円」を「1

9,900円」に改め、同項第35号中「9,000円」を「9,400円」に改め、同項第36号から第39号までの規定中「6,400円」を「6,700円」に改め、同項第40号中「19,000円」を「19,900円」に改め、同項第41号及び第42号中「6,400円」を「6,700円」に改め、同項第43号から第45号までの規定中「9,000円」を「9,400円」に改め、同項第46号から第50号までの規定中「6,400円」を「6,700円」に改め、同項第51号中「749,200円」を「783,900円」に、「6,400円」を「6,700円」に改める。

(刈谷市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 刈谷市証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6,400円」を「6,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第9号

特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年条例第4号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,011,000円」を「1,025,000円」に改め、
同条第2号中「828,000円」を「840,000円」に改め、同条第3号中
「711,000円」を「721,000円」に改める。

第3条第4項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第10号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を削り、同条第5項中「55歳(市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳(市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員

(2) 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの

第9条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「9級職員」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「8級職員」という。))」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は市長が規則で定める。

第10条を削り、第10条の2を第10条とする。

| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 1 | 183,500 | 230,000 | 265,300 | 298,800 | 321,300 | 355,200 | 408,300 | 458,300 | 510,200 | |
| 2 | 184,600 | 231,500 | 266,300 | 300,300 | 323,100 | 356,900 | 410,200 | 463,800 | 517,100 | |
| 3 | 185,800 | 233,000 | 267,300 | 301,800 | 324,900 | 358,500 | 412,100 | 468,800 | 522,300 | |
| 4 | 186,900 | 234,500 | 268,300 | 303,200 | 326,600 | 360,100 | 413,900 | 473,500 | 526,600 | |
| 5 | 188,000 | 236,000 | 269,300 | 304,600 | 328,300 | 361,700 | 415,700 | 477,500 | 530,100 | |
| 6 | 189,700 | 237,500 | 270,300 | 305,700 | 330,000 | 363,500 | 417,500 | 481,000 | 533,400 | |
| 7 | 191,300 | 239,000 | 271,300 | 306,700 | 331,700 | 365,000 | 419,300 | 484,000 | 536,400 | |
| 8 | 192,900 | 240,500 | 272,300 | 307,900 | 333,400 | 366,600 | 421,100 | 486,500 | 538,900 | |
| 9 | 194,500 | 242,000 | 273,300 | 309,100 | 335,000 | 368,000 | 422,700 | 488,500 | 540,900 | |
| 10 | 196,200 | 243,400 | 274,300 | 310,700 | 336,700 | 369,600 | 424,200 | | | |
| 11 | 197,800 | 244,800 | 275,300 | 312,300 | 338,400 | 371,200 | 425,700 | | | |
| 12 | 199,400 | 246,200 | 276,400 | 313,900 | 340,000 | 372,700 | 427,200 | | | |
| 13 | 201,000 | 247,400 | 277,400 | 315,400 | 341,500 | 374,600 | 428,700 | | | |
| 14 | 202,700 | 248,600 | 278,700 | 317,000 | 343,100 | 376,500 | 430,000 | | | |
| 15 | 204,400 | 249,800 | 280,000 | 318,600 | 344,700 | 378,400 | 431,300 | | | |
| 16 | 206,100 | 251,000 | 281,200 | 320,200 | 346,200 | 380,200 | 432,500 | | | |
| 17 | 207,400 | 252,100 | 282,500 | 321,700 | 347,600 | 381,700 | 433,700 | | | |
| 18 | 209,000 | 253,200 | 283,800 | 323,400 | 349,300 | 383,500 | 435,000 | | | |
| 19 | 210,600 | 254,300 | 285,000 | 325,000 | 350,900 | 385,200 | 436,300 | | | |
| 20 | 212,100 | 255,400 | 286,200 | 326,600 | 352,500 | 386,800 | 437,500 | | | |
| 21 | 213,600 | 256,400 | 287,300 | 328,000 | 353,700 | 388,500 | 438,700 | | | |
| 22 | 215,200 | 257,400 | 288,500 | 329,700 | 355,200 | 389,900 | 439,500 | | | |
| 23 | 216,800 | 258,400 | 289,800 | 331,400 | 356,700 | 391,300 | 440,300 | | | |
| 24 | 218,400 | 259,400 | 291,100 | 333,000 | 358,200 | 392,700 | 441,100 | | | |
| 25 | 220,000 | 260,400 | 292,400 | 334,200 | 359,900 | 394,100 | 441,700 | | | |
| 26 | 221,700 | 261,300 | 293,400 | 336,100 | 361,700 | 395,300 | 442,300 | | | |
| 27 | 223,000 | 262,200 | 294,400 | 337,800 | 363,400 | 396,500 | 442,900 | | | |
| 28 | 224,300 | 263,100 | 295,500 | 339,400 | 365,100 | 397,500 | 443,500 | | | |
| 29 | 225,600 | 263,900 | 296,600 | 340,900 | 366,500 | 398,600 | 444,200 | | | |
| 30 | 226,700 | 264,700 | 297,800 | 342,500 | 367,800 | 399,800 | 445,000 | | | |
| 31 | 227,800 | 265,500 | 298,900 | 344,100 | 369,000 | 400,900 | 445,400 | | | |
| 32 | 228,900 | 266,300 | 300,100 | 345,700 | 370,400 | 402,000 | 446,100 | | | |
| 33 | 230,000 | 267,000 | 301,300 | 347,400 | 371,500 | 402,700 | 446,600 | | | |
| 34 | 231,100 | 267,800 | 302,600 | 349,200 | 372,400 | 403,400 | 447,000 | | | |
| 35 | 232,200 | 268,600 | 303,900 | 351,000 | 373,400 | 404,100 | 447,400 | | | |
| 36 | 233,300 | 269,300 | 305,200 | 352,800 | 374,500 | 404,800 | 447,800 | | | |
| 37 | 234,400 | 270,000 | 306,500 | 354,300 | 375,300 | 405,400 | 448,200 | | | |
| 38 | 235,400 | 270,800 | 307,800 | 355,700 | 376,200 | 406,000 | 448,600 | | | |
| 39 | 236,400 | 271,600 | 309,100 | 357,100 | 377,100 | 406,500 | 449,000 | | | |
| 40 | 237,300 | 272,300 | 310,400 | 358,500 | 377,900 | 406,900 | 449,300 | | | |
| 41 | 238,200 | 273,000 | 311,700 | 360,000 | 378,700 | 407,300 | 449,600 | | | |
| 42 | 239,100 | 273,800 | 313,000 | 360,800 | 379,500 | 407,500 | 450,000 | | | |
| 43 | 239,900 | 274,600 | 314,300 | 361,800 | 380,300 | 407,800 | 450,300 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 | 44 | 240,700 | 275,300 | 315,400 | 362,800 | 381,000 | 408,100 | 450,600 | |
| | 45 | 241,400 | 276,000 | 316,300 | 363,700 | 381,700 | 408,400 | 450,900 | |
| | 46 | 242,000 | 276,700 | 317,600 | 364,800 | 382,400 | 408,700 | | |
| | 47 | 242,600 | 277,400 | 318,900 | 365,700 | 383,100 | 409,000 | | |
| | 48 | 243,200 | 278,100 | 320,200 | 366,700 | 383,800 | 409,300 | | |
| | 49 | 243,800 | 278,800 | 321,400 | 367,600 | 384,300 | 409,500 | | |
| | 50 | 244,400 | 279,500 | 322,700 | 368,300 | 384,900 | 409,800 | | |
| | 51 | 245,000 | 280,200 | 323,900 | 369,000 | 385,500 | 410,100 | | |
| | 52 | 245,500 | 280,900 | 325,100 | 369,600 | 386,200 | 410,400 | | |
| | 53 | 246,000 | 281,500 | 326,400 | 370,000 | 386,600 | 410,600 | | |
| | 54 | 246,400 | 282,200 | 327,500 | 370,600 | 387,200 | 410,900 | | |
| | 55 | 246,700 | 282,800 | 328,600 | 371,300 | 387,800 | 411,200 | | |
| | 56 | 247,000 | 283,500 | 329,700 | 372,000 | 388,300 | 411,500 | | |
| | 57 | 247,300 | 284,100 | 330,400 | 372,300 | 388,700 | 411,700 | | |
| | 58 | 247,600 | 284,800 | 331,300 | 373,000 | 389,300 | 412,000 | | |
| | 59 | 247,900 | 285,400 | 332,000 | 373,700 | 389,900 | 412,300 | | |
| | 60 | 248,200 | 286,100 | 332,800 | 374,300 | 390,400 | 412,500 | | |
| | 61 | 248,500 | 286,700 | 333,600 | 374,600 | 390,800 | 412,700 | | |
| | 62 | 248,800 | 287,400 | 334,000 | 375,100 | 391,300 | 413,000 | | |
| | 63 | 249,100 | 288,000 | 334,600 | 375,700 | 391,800 | 413,300 | | |
| | 64 | 249,400 | 288,500 | 335,300 | 376,300 | 392,400 | 413,500 | | |
| | 65 | 249,700 | 289,000 | 336,100 | 376,600 | 392,700 | 413,700 | | |
| | 66 | 250,000 | 289,600 | 336,800 | 377,200 | 393,100 | 414,000 | | |
| | 67 | 250,300 | 290,100 | 337,500 | 377,900 | 393,500 | 414,300 | | |
| | 68 | 250,600 | 290,700 | 338,100 | 378,500 | 393,900 | 414,500 | | |
| | 69 | 250,900 | 291,200 | 338,600 | 378,900 | 394,200 | 414,700 | | |
| | 70 | 251,200 | 291,700 | 339,200 | 379,400 | 394,500 | 415,000 | | |
| | 71 | 251,500 | 292,300 | 339,700 | 380,000 | 394,800 | 415,300 | | |
| | 72 | 251,800 | 292,900 | 340,300 | 380,500 | 395,000 | 415,500 | | |
| | 73 | 252,100 | 293,400 | 340,600 | 381,000 | 395,200 | 415,700 | | |
| | 74 | 252,400 | 293,900 | 341,100 | 381,600 | 395,500 | | | |
| | 75 | 252,700 | 294,300 | 341,500 | 382,100 | 395,800 | | | |
| | 76 | 253,000 | 294,600 | 341,900 | 382,400 | 396,000 | | | |
| | 77 | 253,300 | 294,800 | 342,300 | 382,800 | 396,200 | | | |
| | 78 | 253,600 | 295,100 | 342,800 | 383,300 | 396,500 | | | |
| | 79 | 253,900 | 295,300 | 343,300 | 383,700 | 396,800 | | | |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 343,800 | 384,100 | 397,000 | | | | |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 344,100 | 384,500 | 397,200 | | | | |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 344,500 | 385,000 | 397,500 | | | | |
| 83 | 255,100 | 296,300 | 344,900 | 385,400 | 397,800 | | | | |
| 84 | 255,400 | 296,500 | 345,300 | 385,800 | 398,000 | | | | |
| 85 | 255,700 | 296,800 | 345,600 | 386,100 | 398,200 | | | | |
| 86 | 256,000 | 297,100 | 346,000 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 87 | 256,300 | 297,400 | 346,400 | | | | | | | |
| 88 | 256,600 | 297,700 | 346,800 | | | | | | | |
| 89 | 256,900 | 298,000 | 347,000 | | | | | | | |
| 90 | 257,200 | 298,300 | 347,400 | | | | | | | |
| 91 | 257,500 | 298,600 | 347,800 | | | | | | | |
| 92 | 257,800 | 299,000 | 348,200 | | | | | | | |
| 93 | 258,100 | 299,200 | 348,400 | | | | | | | |
| 94 | | 299,400 | 348,800 | | | | | | | |
| 95 | | 299,700 | 349,200 | | | | | | | |
| 96 | | 300,100 | 349,500 | | | | | | | |
| 97 | | 300,300 | 349,800 | | | | | | | |
| 98 | | 300,600 | 350,200 | | | | | | | |
| 99 | | 301,000 | 350,600 | | | | | | | |
| 100 | | 301,400 | 351,000 | | | | | | | |
| 101 | | 301,600 | 351,500 | | | | | | | |
| 102 | | 301,900 | 351,900 | | | | | | | |
| 103 | | 302,200 | 352,300 | | | | | | | |
| 104 | | 302,500 | 352,700 | | | | | | | |
| 105 | | 302,700 | 353,200 | | | | | | | |
| 106 | | 303,000 | 353,600 | | | | | | | |
| 107 | | 303,300 | 353,900 | | | | | | | |
| 108 | | 303,600 | 354,200 | | | | | | | |
| 109 | | 303,800 | 354,700 | | | | | | | |
| 110 | | 304,200 | | | | | | | | |
| 111 | | 304,600 | | | | | | | | |
| 112 | | 304,900 | | | | | | | | |
| 113 | | 305,100 | | | | | | | | |
| 114 | | 305,300 | | | | | | | | |
| 115 | | 305,600 | | | | | | | | |
| 116 | | 306,000 | | | | | | | | |
| 117 | | 306,200 | | | | | | | | |
| 118 | | 306,400 | | | | | | | | |
| 119 | | 306,700 | | | | | | | | |
| 120 | | 307,000 | | | | | | | | |
| 121 | | 307,400 | | | | | | | | |
| 122 | | 307,600 | | | | | | | | |
| 123 | | 307,900 | | | | | | | | |
| 124 | | 308,200 | | | | | | | | |
| 125 | | 308,500 | | | | | | | | |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 基準給料月額 | 基準給料月額 |
| | 192,000 | 219,500 | 260,000 | 279,700 | 294,900 | 320,600 | 362,700 | 396,200 | 448,000 | |

備考 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員及び刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定によ

り採用された職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

（月額）

| 区分 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|----|------|---------|---------|---------|
| | 号給 | | | |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 185,700 | 247,600 | 280,400 |
| | 2 | 187,400 | 248,700 | 281,100 |
| | 3 | 189,100 | 249,700 | 281,800 |
| | 4 | 190,800 | 250,700 | 282,500 |
| | 5 | 192,500 | 251,700 | 283,100 |
| | 6 | 194,200 | 252,900 | 283,700 |
| | 7 | 195,800 | 254,000 | 284,300 |
| | 8 | 197,400 | 255,000 | 284,900 |
| | 9 | 199,000 | 256,100 | 285,500 |
| | 10 | 200,500 | 257,100 | 286,100 |
| | 11 | 202,000 | 258,000 | 286,700 |
| | 12 | 203,500 | 258,500 | 287,200 |
| | 13 | 205,000 | 259,100 | 287,700 |
| | 14 | 206,500 | 259,500 | 288,200 |
| | 15 | 208,000 | 259,900 | 288,700 |
| | 16 | 209,500 | 260,400 | 289,100 |
| | 17 | 211,000 | 260,900 | 289,500 |
| | 18 | 212,400 | 261,400 | 289,900 |
| | 19 | 213,800 | 261,900 | 290,300 |
| | 20 | 215,200 | 262,500 | 290,700 |
| | 21 | 216,600 | 263,300 | 291,100 |
| | 22 | 217,700 | 263,900 | 291,500 |
| | 23 | 218,800 | 264,500 | 291,900 |
| | 24 | 219,900 | 265,300 | 292,300 |
| | 25 | 227,700 | 266,100 | 292,700 |
| | 26 | 228,500 | 266,800 | 293,100 |
| | 27 | 229,300 | 267,400 | 293,500 |
| | 28 | 230,100 | 268,200 | 293,900 |
| | 29 | 230,800 | 269,000 | 294,300 |
| | 30 | 231,600 | 269,700 | 294,800 |
| | 31 | 232,400 | 270,400 | 295,300 |
| | 32 | 233,200 | 271,100 | 295,800 |
| | 33 | 234,000 | 271,800 | 296,300 |
| | 34 | 234,700 | 272,500 | 296,800 |
| | 35 | 235,400 | 273,200 | 297,300 |
| | 36 | 236,100 | 273,900 | 297,800 |
| | 37 | 236,800 | 274,600 | 298,300 |
| | 38 | 237,400 | 275,300 | 299,000 |
| | 39 | 238,000 | 275,900 | 299,600 |

| | | | | |
|---|----|---------|---------|---------|
| | 40 | 238,600 | 276,500 | 300,300 |
| | 41 | 239,200 | 277,000 | 300,900 |
| | 42 | 239,800 | 277,500 | 301,500 |
| | 43 | 240,400 | 278,000 | 302,100 |
| | 44 | 240,900 | 278,500 | 302,600 |
| | 45 | 241,400 | 279,000 | 303,100 |
| | 46 | 241,900 | 279,500 | 303,700 |
| | 47 | 242,400 | 280,000 | 304,300 |
| | 48 | 242,900 | 280,400 | 304,900 |
| | 49 | 243,400 | 280,800 | 305,500 |
| | 50 | 243,900 | 281,300 | 306,200 |
| | 51 | 244,300 | 281,700 | 306,900 |
| | 52 | 244,800 | 282,200 | 307,600 |
| | 53 | 245,400 | 282,600 | 308,200 |
| | 54 | 245,900 | 283,100 | 308,900 |
| | 55 | 246,400 | 283,600 | 309,600 |
| | 56 | 246,800 | 284,100 | 310,200 |
| | 57 | 247,200 | 284,600 | 310,800 |
| | 58 | 247,700 | 285,200 | 311,500 |
| | 59 | 248,200 | 285,800 | 312,200 |
| | 60 | 248,600 | 286,400 | 312,800 |
| | 61 | 249,000 | 287,000 | 313,300 |
| | 62 | 249,500 | 287,600 | 313,800 |
| | 63 | 250,000 | 288,200 | 314,400 |
| | 64 | 250,400 | 288,800 | 315,000 |
| | 65 | 250,800 | 289,300 | 315,600 |
| | 66 | 251,300 | 289,800 | 316,000 |
| | 67 | 251,800 | 290,300 | 316,500 |
| | 68 | 252,200 | 290,800 | 317,000 |
| | 69 | 252,600 | 291,300 | 317,300 |
| | 70 | 253,000 | 291,800 | 317,800 |
| | 71 | 253,400 | 292,200 | 318,300 |
| | 72 | 253,800 | 292,600 | 318,700 |
| | 73 | 254,200 | 293,000 | 318,900 |
| 定 | 74 | 254,600 | 293,400 | 319,200 |
| 年 | 75 | 255,000 | 293,800 | 319,400 |
| 前 | 76 | 255,400 | 294,200 | 319,700 |
| 再 | 77 | 255,800 | 294,600 | 320,000 |
| 任 | 78 | 256,200 | 295,000 | 320,300 |
| 用 | 79 | 256,600 | 295,400 | 320,600 |
| 短 | 80 | 257,000 | 295,900 | 320,800 |
| 時 | 81 | 257,300 | 296,200 | 321,000 |
| 間 | 82 | 257,700 | 296,700 | 321,300 |
| 勤 | 83 | 258,100 | 297,200 | 321,600 |
| 務 | 84 | 258,400 | 297,700 | 321,800 |
| 職 | 85 | 258,700 | 298,000 | 322,000 |
| 員 | | | | |
| 以 | | | | |
| 外 | | | | |

| | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| の 職 員 | 86 | 259,100 | 298,500 | 322,300 |
| | 87 | 259,500 | 299,000 | 322,600 |
| | 88 | 259,800 | 299,300 | 322,900 |
| | 89 | 260,100 | 299,700 | 323,100 |
| | 90 | 260,400 | 300,200 | 323,400 |
| | 91 | 260,700 | 300,700 | 323,700 |
| | 92 | 260,900 | 301,200 | 323,900 |
| | 93 | 261,100 | 301,500 | 324,100 |
| | 94 | 261,400 | 301,900 | 324,400 |
| | 95 | 261,700 | 302,400 | 324,700 |
| | 96 | 261,900 | 302,900 | 324,900 |
| | 97 | 262,100 | 303,300 | 325,100 |
| | 98 | 262,400 | 303,700 | |
| | 99 | 262,700 | 304,000 | |
| | 100 | 262,900 | 304,300 | |
| | 101 | 263,100 | 304,600 | |
| | 102 | 263,400 | 305,000 | |
| | 103 | 263,700 | 305,300 | |
| | 104 | 263,900 | 305,700 | |
| | 105 | 264,100 | 306,000 | |
| | 106 | 264,400 | 306,400 | |
| | 107 | 264,700 | 306,800 | |
| | 108 | 264,900 | 307,100 | |
| | 109 | 265,100 | 307,300 | |
| | 110 | 265,300 | 307,600 | |
| | 111 | 265,600 | 307,900 | |
| | 112 | 265,900 | 308,100 | |
| | 113 | 266,100 | 308,300 | |
| | 114 | 266,300 | 308,600 | |
| | 115 | 266,600 | 308,900 | |
| | 116 | 266,800 | 309,100 | |
| | 117 | 267,100 | 309,300 | |
| 118 | 267,400 | 309,600 | | |
| 119 | 267,700 | 309,900 | | |
| 120 | 267,900 | 310,100 | | |
| 121 | 268,100 | 310,300 | | |
| 122 | 268,400 | 310,600 | | |
| 123 | 268,600 | 310,900 | | |
| 124 | 268,900 | 311,100 | | |
| 125 | 269,100 | 311,300 | | |
| 126 | 269,300 | 311,600 | | |
| 127 | 269,600 | 311,900 | | |
| 128 | 269,900 | 312,100 | | |
| 129 | 270,100 | 312,300 | | |
| 130 | 270,300 | | | |
| 131 | 270,600 | | | |
| 132 | 270,800 | | | |

| | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 133 | 271,100 | | |
| 134 | 271,400 | | |
| 135 | 271,700 | | |
| 136 | 271,900 | | |
| 137 | 272,100 | | |
| 138 | 272,400 | | |
| 139 | 272,600 | | |
| 140 | 272,800 | | |
| 141 | 273,100 | | |
| 142 | 273,400 | | |
| 143 | 273,700 | | |
| 144 | 273,900 | | |
| 145 | 274,100 | | |
| 146 | 274,300 | | |
| 147 | 274,600 | | |
| 148 | 274,900 | | |
| 149 | 275,100 | | |
| 150 | 275,300 | | |
| 151 | 275,600 | | |
| 152 | 275,900 | | |
| 153 | 276,100 | | |
| 154 | 276,300 | | |
| 155 | 276,600 | | |
| 156 | 276,900 | | |
| 157 | 277,100 | | |
| 158 | 277,300 | | |
| 159 | 277,600 | | |
| 160 | 277,900 | | |
| 161 | 278,100 | | |
| 定年前再任用短時間 勤務職員 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 |
| | 209,000 | 227,500 | 248,600 |

備考 この表は、単純な労務に雇用されている職員で市長が定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第40号）
を次のように改正する。

附則第5条第7項中「改正後の条例第5条、第9条、第10条及び第10条の
3」を「職員の給与に関する条例第5条及び第9条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員の給与に関する条例第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは「（5）重度心身障害者」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第

3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

（刈谷市職員の定年等に関する条例の一部改正）

6 刈谷市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第10条の4第1項」を「第10条の3第1項」に改める。

(刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条の2」を「第10条」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

1 行政職給料表（一）の号給の切替表

| 旧号給 | 新号給 | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 7 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 9 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 10 | 6 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 11 | 7 | 7 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 12 | 8 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 13 | 9 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 18 | 14 | 10 | 10 | 6 | 2 | 1 | 2 |
| 19 | 15 | 11 | 11 | 7 | 3 | 1 | 2 |
| 20 | 16 | 12 | 12 | 8 | 4 | 1 | 2 |
| 21 | 17 | 13 | 13 | 9 | 5 | 1 | 2 |
| 22 | 18 | 14 | 14 | 10 | 6 | 1 | 2 |
| 23 | 19 | 15 | 15 | 11 | 7 | 1 | 3 |
| 24 | 20 | 16 | 16 | 12 | 8 | 2 | 3 |
| 25 | 21 | 17 | 17 | 13 | 9 | 2 | 3 |
| 26 | 22 | 18 | 18 | 14 | 10 | 2 | 3 |
| 27 | 23 | 19 | 19 | 15 | 11 | 2 | 4 |
| 28 | 24 | 20 | 20 | 16 | 12 | 3 | 4 |
| 29 | 25 | 21 | 21 | 17 | 13 | 3 | 4 |
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 | 3 | 4 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 | 3 | 5 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 | 3 | 5 |

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|---|---|
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 | 3 | 5 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 | 4 | 5 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 | 4 | 6 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 | 4 | 6 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 | 4 | 6 |
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 | 4 | 6 |
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 | 4 | 6 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 | 4 | 7 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 | 4 | 7 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 | 5 | |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 | 5 | |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 | 5 | |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 | 5 | |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 | | |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 | | |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 | | |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 | | |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 | | |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 | | |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 | | |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 | | |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 | | |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 | | |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 | | |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 | | |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 | | |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 | | |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 | | |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 | | |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 | | | |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 | | | |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 | | | |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 | | | |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 | | | |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 | | | |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 | | | |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 | | | |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 | | | |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 | | | |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 | | | |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 | | | |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 | | | |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 | | | |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 | | | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|--|--|--|
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 | | | |
| 78 | 74 | 70 | 70 | 66 | | | |
| 79 | 75 | 71 | 71 | 67 | | | |
| 80 | 76 | 72 | 72 | 68 | | | |
| 81 | 77 | 73 | 73 | 69 | | | |
| 82 | 78 | 74 | 74 | 70 | | | |
| 83 | 79 | 75 | 75 | 71 | | | |
| 84 | 80 | 76 | 76 | 72 | | | |
| 85 | 81 | 77 | 77 | 73 | | | |
| 86 | 82 | 78 | 78 | | | | |
| 87 | 83 | 79 | 79 | | | | |
| 88 | 84 | 80 | 80 | | | | |
| 89 | 85 | 81 | 81 | | | | |
| 90 | 86 | 82 | 82 | | | | |
| 91 | 87 | 83 | 83 | | | | |
| 92 | 88 | 84 | 84 | | | | |
| 93 | 89 | 85 | 85 | | | | |
| 94 | 90 | | | | | | |
| 95 | 91 | | | | | | |
| 96 | 92 | | | | | | |
| 97 | 93 | | | | | | |
| 98 | 94 | | | | | | |
| 99 | 95 | | | | | | |
| 100 | 96 | | | | | | |
| 101 | 97 | | | | | | |
| 102 | 98 | | | | | | |
| 103 | 99 | | | | | | |
| 104 | 100 | | | | | | |
| 105 | 101 | | | | | | |
| 106 | 102 | | | | | | |
| 107 | 103 | | | | | | |
| 108 | 104 | | | | | | |
| 109 | 105 | | | | | | |
| 110 | 106 | | | | | | |
| 111 | 107 | | | | | | |
| 112 | 108 | | | | | | |
| 113 | 109 | | | | | | |

2 行政職給料表（二）の号給の切替表

| 旧号給 | 新号給 | |
|-----|-----|----|
| | 2級 | 3級 |
| 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 |

| | | |
|----|----|----|
| 4 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 |
| 6 | 2 | 2 |
| 7 | 3 | 3 |
| 8 | 4 | 4 |
| 9 | 5 | 5 |
| 10 | 6 | 6 |
| 11 | 7 | 7 |
| 12 | 8 | 8 |
| 13 | 9 | 9 |
| 14 | 10 | 10 |
| 15 | 11 | 11 |
| 16 | 12 | 12 |
| 17 | 13 | 13 |
| 18 | 14 | 14 |
| 19 | 15 | 15 |
| 20 | 16 | 16 |
| 21 | 17 | 17 |
| 22 | 18 | 18 |
| 23 | 19 | 19 |
| 24 | 20 | 20 |
| 25 | 21 | 21 |
| 26 | 22 | 22 |
| 27 | 23 | 23 |
| 28 | 24 | 24 |
| 29 | 25 | 25 |
| 30 | 26 | 26 |
| 31 | 27 | 27 |
| 32 | 28 | 28 |
| 33 | 29 | 29 |
| 34 | 30 | 30 |
| 35 | 31 | 31 |
| 36 | 32 | 32 |
| 37 | 33 | 33 |
| 38 | 34 | 34 |
| 39 | 35 | 35 |
| 40 | 36 | 36 |
| 41 | 37 | 37 |
| 42 | 38 | 38 |
| 43 | 39 | 39 |
| 44 | 40 | 40 |
| 45 | 41 | 41 |
| 46 | 42 | 42 |

47
48

49
50
51
52

53
54
55
56

57
58
59
60

61
62
63
64

65
66
67
68

69
70
71
72

73
74
75
76

77
78
79
80

81
82
83
84

85
86
87
88

89

43
44

45
46
47
48

49
50
51
52

53
54
55
56

57
58
59
60

61
62
63
64

65
66
67
68

69
70
71
72

73
74
75
76

77
78
79
80

81
82
83
84

85

43
44

45
46
47
48

49
50
51
52

53
54
55
56

57
58
59
60

61
62
63
64

65
66
67
68

69
70
71
72

73
74
75
76

77
78
79
80

81
82
83
84

85

90
91
92

93
94
95
96

97
98
99
100

101
102
103
104

105
106
107
108

109
110
111
112

113
114
115
116

117
118
119
120

121
122
123
124

125
126
127
128

129
130
131
132

86
87
88

89
90
91
92

93
94
95
96

97
98
99
100

101
102
103
104

105
106
107
108

109
110
111
112

113
114
115
116

117
118
119
120

121
122
123
124

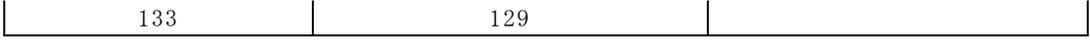
125
126
127
128

86
87
88

89
90
91
92

93
94
95
96

97



刈谷市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 1 1 号

刈谷市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

刈谷市職員退職手当支給条例（昭和 3 2 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第 1 5 条第 2 項中「他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員等」に、「当該地方公共団体の」を「職員以外の地方公務員等に対する」に、「当該地方公共団体における職員」を「職員以外の地方公務員等」に改める。

附則第 4 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 5 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市職員退職手当支給条例第 1 2 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した同条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

ル」を「300平方メートル」に、「51,000円」を「55,000円」に改め、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表22の項を次のように改める。

| | | |
|--|-------|--|
| 22 建築設備又は 工作物に関する完了 検査申請手数料 又は完了通知手数料 | 1件につき | (1) 小荷物専用昇降機を設ける場合 2 3,000円 (2) その他の建築設備を設ける場合 4 1,000円 (3) 工作物を築造する場合 29,000 円 |
|--|-------|--|

別表第2の23の項第1号中「16,000円」を「22,000円」に改め、同項第2号中「21,000円」を「27,000円」に改め、同項第3号中「35,000円」を「4万円」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「5万円」を「53,000円」に改め、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表24の項第1号中「16,000円」を「2万円」に改め、同項第2号中「21,000円」を「25,000円」に改め、同項第3号中「33,000円」を「36,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表33の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分（以下「非住宅の部分」という。）及び同条第2項に規定する住宅部分（以下「住宅の部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。）の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分（建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分で、申請に係る建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下「設計一次エネルギー消費量」という。）の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。以下同じ。）

がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 15,500円

(イ) 2以上5以下のもの 20,600円

(ウ) 6以上のもの 27,800円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 5,200円

(イ) 2以上5以下のもの 10,300円

(ウ) 6以上のもの 17,500円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 10,300円

(4) その他の建築物 10,300円

別表第2の34の項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 137,600円

(イ) 2以上5以下のもの 154,400円

(ウ) 6以上のもの 170,400円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 19,100円

(イ) 2以上5以下のもの 35,900円

(ウ) 6以上のもの 51,900円

別表第2の34の項に次の1号を加える。

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が建築物省エネ法基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下「工場等」という。）であるもの 47,500円

イ その全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準（以下「計画認定モデル建物法」という。）に係るもの（アに該当するものを除く。） 95,000円

ウ その他のもの 248,400円

別表第2中81の項を85の項とし、71の項から80の項までを4項ずつ繰り下げ、同表70の項中「69の項」を「73の項」に改め、同項を同表74の項とし、同表中69の項を同表73の項とし、55の項から68の項までを4項ずつ繰り下げ、50の項から54の項までを削り、同表49の項中「47の項及び48の項」を「53の項から55の項まで」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2)共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 79,500円

(イ) 2以上5以下のもの 98,800円

(ウ) 6以上のもの 114,800円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 19,200円

(イ) 2以上5以下のもの 38,500円

(ウ) 6以上のもの 54,500円

(3)複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に

定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48,600円

ウ その他のもの 125,200円

(4)その他の建築物 建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48,600円

ウ その他のもの 125,200円

別表第2の49の項第5号を削り、同項を同表56の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|----------|-----|----------------------|
| 57 | 建築物エネルギー | 1件に | 建築物の区分に応じ、53の項から56の項 |
|----|----------|-----|----------------------|

| | | |
|--|-----------|---|
| ギー消費性能向上 計画の軽微な変更 に関する証明書交 付手数料 | つき | までに規定する額に2分の1を乗じて得た 額（その額に100円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた額） |
| 58 検査済証の交 付を受ける前にお ける建築物等の仮 使用認定申請手数 料 | 1件に つき | 12万円 |

別表第2の48の項中「47の項」を「53の項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 70,400円

(イ) 2以上5以下のもの 79,300円

(ウ) 6以上のもの 88,000円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 10,100円

(イ) 2以上5以下のもの 19,000円

(ウ) 6以上のもの 27,700円

別表第2の48の項に次の1号を加える。

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48,600円

ウ その他のもの 125,200円

別表第2の48の項を同表54の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---------------|---|
| <p>5 5 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（5 3の項及び5 4の項以外の場合で誘導仕様基準及び誘導標準計算による場合）</p> | <p>1 件につき</p> | <p>(1) 1戸建て住宅 14, 100円</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 74, 400円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 88, 200円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 99, 900円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 14, 100円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 27, 900円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 39, 600円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 24, 300円</p> <p>イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48, 600円</p> <p>ウ その他のもの 125, 200円</p> |
|---|---------------|---|

別表第2の47の項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 1のもの 9, 400円

(イ) 2以上5以下のもの 12,400円

(ウ) 6以上のもの 16,700円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 3,200円

(イ) 2以上5以下のもの 6,200円

(ウ) 6以上のもの 10,500円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 6,200円

(4) その他の建築物 6,200円

別表第2の47の項第5号を削り、同項を同表53の項とし、同表46の項中「44の項及び45の項」を「49の項から51の項まで」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改め、同項を同表52の項とする。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 155,600円

(イ) 2以上5以下のもの 193,400円

(ウ) 6以上のもの 223,900円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 37,100円

(イ) 2以上5以下のもの 74,900円

(ウ) 6以上のもの 105,400円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 47,500円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 95,000円

ウ その他のもの 248,400円

(4) その他の建築物 建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 47,500円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除

く。) 95,000円

ウ その他のもの 248,400円

別表第2の45の項中「44の項」を「49の項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 137,600円

(イ) 2以上5以下のもの 154,400円

(ウ) 6以上のもの 170,400円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 19,100円

(イ) 2以上5以下のもの 35,900円

(ウ) 6以上のもの 51,900円

別表第2の45の項に次の1号を加える。

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 47,500円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 95,000円

ウ その他のもの 248,400円

別表第2の45の項を同表50の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-------|--|
| 51 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（49の項及び50の項以外の場合で誘導仕様基準及び誘導標準計算による場合） | 1件につき | (1) 1戸建て住宅 27,000円 (2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1のもの 145,500円 (イ) 2以上5以下のもの 172, |
|---|-------|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | 400円 |
| | | (ウ) 6以上のもの 194,300円 |
| | | イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額 |
| | | (ア) 1のもの 27,000円 |
| | | (イ) 2以上5以下のもの 53,900円 |
| | | (ウ) 6以上のもの 75,800円 |
| | | (3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 |
| | | ア その全部の用途が工場等であるもの 47,500円 |
| | | イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの(アに該当するものを除く。) 95,000円 |
| | | ウ その他のもの 248,400円 |

別表第2の44の項中「第35条第1項各号」を「(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第30条第1項各号」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改め、同項を同表49の項とする。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 15,500円

(イ) 2以上5以下のもの 20,600円

(ウ) 6以上のもの 27,800円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 5,200円

(イ) 2以上5以下のもの 10,300円

(ウ) 6以上のもの 17,500円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 10,300円

(4) その他の建築物 10,300円

別表第2中39の項から43の項までを削り、同表38の項中「36の項及び37の項」を「37の項から39の項まで」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 79,500円

(イ) 2以上5以下のもの 98,800円

(ウ) 6以上のもの 114,800円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 19,200円

(イ) 2以上5以下のもの 38,500円

(ウ) 6以上のもの 54,500円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48,600円

ウ その他のもの 125,200円

(4) その他の建築物 建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48,600円

ウ その他のもの 125,200円

別表第2の38の項第5号を削り、同項を同表40の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--|--------------------|--|
| <p>4 1 低炭素建築物 新築等計画の軽微 な変更に関する証 明書交付手数料</p> | <p>1 件に つき</p> | <p>建築物の区分に応じ、37の項から40の項 までに規定する額に2分の1を乗じて得た 額（その額に100円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた額）</p> |
| <p>4 2 建築物エネル ギー消費性能適合 性判定手数料（建 築物省エネ法基準 省令第1条第1項 第2号イ（2）及 びロ（2）に定め る基準（以下「仕 様基準」という。） による場合</p> | <p>1 件に つき</p> | <p>（1）1戸建て住宅 19,100円 （2）共同住宅等又は複合建築物の住宅の部 分 次に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 ア 共用部分がある場合 1棟の総戸 数に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）1のもの 137,600円 （イ）2以上5以下のもの 154, 400円 （ウ）6以上のもの 170,400 円 イ 共用部分がない場合 1棟の総戸 数に応じ、それぞれ次に定める金額 （ア）1のもの 19,100円 （イ）2以上5以下のもの 35,9 00円 （ウ）6以上のもの 51,900円 （3）複合建築物の非住宅の部分 非住宅の 部分の区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 ア その全部の用途が工場等であるも の 47,500円 イ その全部が建築物省エネ法基準省 令第1条第1項第1号ロに定める基 準（以下「モデル建物法」という。）に 係るもの（アに該当するものを除く。）</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | <p>95,000円</p> <p>ウ その他のもの 248,400円</p> |
| <p>43 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（42の項以外の場合で建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準（以下「仕様基準及び標準計算」という。))による場合</p> | <p>1件につき</p> | <p>(1) 1戸建て住宅 27,000円</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 145,500円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 172,400円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 194,300円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 27,000円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 53,900円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 75,800円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 47,500円</p> <p>イ その全部がモデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 95,000円</p> <p>ウ その他のもの 248,400円</p> |
| <p>44 建築物エネルギー消費性能適合</p> | <p>1件につき</p> | <p>(1) 1戸建て住宅 37,100円</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部</p> |

性判定手数料（４
２の項及び４３の
項以外の場合）

分 次に掲げる場合の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 １棟の総戸
数に応じ、それぞれ次に定める金額

（ア）１のもの １５５，６００円

（イ）２以上５以下のもの １９３，
４００円

（ウ）６以上のもの ２２３，９００
円

イ 共用部分がない場合 １棟の総戸
数に応じ、それぞれ次に定める金額

（ア）１のもの ３７，１００円

（イ）２以上５以下のもの ７４，９
００円

（ウ）６以上のもの １０５，４００
円

（３）複合建築物の非住宅の部分 非住宅の
部分の区分に応じ、それぞれ次に定める
金額

ア その全部の用途が工場等であるも
の ４７，５００円

イ その全部がモデル建物法に係るも
の（アに該当するものを除く。） ９
５，０００円

ウ その他のもの ２４８，４００円

（４）その他の建築物 建築物の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるも
の ４７，５００円

イ その全部がモデル建物法に係るも

| | | |
|--------------------------------------|-------|---|
| | | <p>の（アに該当するものを除く。） 9 5, 000円</p> <p>ウ その他のもの 248, 400円</p> |
| 45 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料（仕様基準による場合） | 1件につき | <p>(1) 1戸建て住宅 10, 100円</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 70, 400円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 79, 300円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 88, 000円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 10, 100円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 19, 000円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 27, 700円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 24, 300円</p> <p>イ その全部がモデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48, 600円</p> <p>ウ その他のもの 125, 200円</p> |
| 46 建築物エネルギー消費性能適合 | 1件につき | <p>(1) 1戸建て住宅 14, 100円</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| <p>性判定変更手数料 (45の項以外の場合で仕様基準及び標準計算による場合)</p> | | <p>分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 74,400円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 88,200円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 99,900円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 14,100円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 27,900円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 39,600円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円</p> <p>イ その全部がモデル建物法に係るもの(アに該当するものを除く。) 48,600円</p> <p>ウ その他のもの 125,200円</p> |
| <p>47 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料 (45の項及び46の項以外の場合)</p> | <p>1件につき</p> | <p>(1) 1戸建て住宅 19,200円</p> <p>(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 79,500円</p> |

| | | |
|-------------------|-------|---|
| | | <p>(イ) 2以上5以下のもの 98,800円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 114,800円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 19,200円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 38,500円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 54,500円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円</p> <p>イ その全部がモデル建物法に係るもの(アに該当するものを除く。) 48,600円</p> <p>ウ その他のもの 125,200円</p> <p>(4) その他の建築物 建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円</p> <p>イ その全部がモデル建物法に係るもの(アに該当するものを除く。) 48,600円</p> <p>ウ その他のもの 125,200円</p> |
| 48 建築物エネルギー消費性能適合 | 1件につき | 建築物の区分に応じ、45の項から47の項までに規定する額に2分の1を乗じて得た |

| | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 性判定の軽微な変更に関する証明書 交付手数料 | 額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額） |
|---------------------------|--------------------------------------|

別表第2の37の項中「36の項」を「37の項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 70,400円

(イ) 2以上5以下のもの 79,300円

(ウ) 6以上のもの 88,000円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 10,100円

(イ) 2以上5以下のもの 19,000円

(ウ) 6以上のもの 27,700円

別表第2の37の項に次の1号を加える。

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 48,600円

ウ その他のもの 125,200円

別表第2の37の項を同表38の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-----------|---|
| 39 低炭素建築物 新築等計画変更認 定申請手数料（3 7の項及び38の 項以外の場合で誘 導仕様基準及び誘 導標準計算による | 1件に つき | (1) 1戸建て住宅 14,100円 (2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1のもの 74,400円 |
|---|-----------|---|

| | | |
|------------|--|--|
| <p>場合)</p> | | <p>(イ) 2以上5以下のもの 88,200円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 99,900円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1のもの 14,100円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 27,900円</p> <p>(ウ) 6以上のもの 39,600円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア その全部の用途が工場等であるもの 24,300円</p> <p>イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの(アに該当するものを除く。) 48,600円</p> <p>ウ その他のもの 125,200円</p> |
|------------|--|--|

別表第2の36の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 9,400円

(イ) 2以上5以下のもの 12,400円

(ウ) 6以上のもの 16,700円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 3,200円

(イ) 2以上5以下のもの 6,200円

(ウ) 6以上のもの 10,500円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 6,200円

(4) その他の建築物 6, 200円

別表第2の36の項第5号を削り、同項を同表37の項とし、同表35の項中「33の項及び34の項」を「33の項から35の項まで」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改め、同項を同表36の項とする。

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 155, 600円

(イ) 2以上5以下のもの 193, 400円

(ウ) 6以上のもの 223, 900円

イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1のもの 37, 100円

(イ) 2以上5以下のもの 74, 900円

(ウ) 6以上のもの 105, 400円

(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 47, 500円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 95, 000円

ウ その他のもの 248, 400円

(4) その他の建築物 建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア その全部の用途が工場等であるもの 47, 500円

イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの（アに該当するものを除く。） 95, 000円

ウ その他のもの 248, 400円

別表第2の34の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-----------|---|
| 35 低炭素建築物 新築等計画認定申 請手数料（33の 項及び34の項以 | 1件に つき | (1) 1戸建て住宅 27, 000円 (2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅の部 分 次に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 |
|---|-----------|---|

| | | |
|--|--|--|
| <p>外の場合で建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準(以下「誘導仕様基準及び誘導標準計算」という。)による場合)</p> | | <p>ア 共用部分がある場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1のもの 145,500円 (イ) 2以上5以下のもの 172,400円 (ウ) 6以上のもの 194,300円</p> <p>イ 共用部分がない場合 1棟の総戸数に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 1のもの 27,000円 (イ) 2以上5以下のもの 53,900円 (ウ) 6以上のもの 75,800円</p> <p>(3) 複合建築物の非住宅の部分 非住宅の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア その全部の用途が工場等であるもの 47,500円 イ その全部が計画認定モデル建物法に係るもの(アに該当するものを除く。) 95,000円 ウ その他のもの 248,400円</p> |
|--|--|--|

別表第2備考第1項第3号中「を移転する」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改め、同項第4号中「を移転する」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、同表備考第2項第2号中「を移転した」を「の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした」に、「当該移転」を「当該移転、修繕又は模様替」に改め、同表備考第3項を削り、同表備考第4項中「33の項から38の項まで及び44の項から49の項まで」を「33の項から57の項まで」に、「複合建築物の住宅の部分のみを」を「複合建築物を1棟として」に、「1棟の総戸数に応じ算

出される額に、共用廊下等の部分の床面積の合計に応じ算出される額を加算した額（４４の項から４９の項までにおいて、申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用廊下等の部分が含まれていない場合にあっては、当該複合建築物の１棟の総戸数に応じ算出される額）」を「住宅の部分に係るもの及び非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した手数料の額に相当する額を合算した額」に改め、同項を同表備考第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４ ４２の項から４４の項までにおいて、申請に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。以下同じ。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、４９の項に規定する額に相当する額とする。

別表第２備考第７項中「４７の項から４９の項まで」を「５３の項から５６の項まで」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３４条第３項各号」を「建築物省エネ法第２９条第３項各号」に改め、同項を同表備考第１２項とし、同表備考第５項を削り、同表備考第６項中「４４の項から４６の項まで」を「４９の項から５２の項まで」に、「この項及び次項」を「この項から第１３項まで」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３４条第３項各号」を「建築物省エネ法第２９条第３項各号」に改め、同項を同表備考第１１項とし、同項の前に次の６項を加える。

５ ４２の項から４４の項までにおいて、建築物省エネ法第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第３２条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定計画に係る建築物省エネ法第３０条第１項又は第３１条第１項の認定における評価の方法と同様の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、４９の項に規定する額に相当する額とする。

６ ４５の項から４７の項までにおいて、申請に係る建築物が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、５３の項に規定する額に相当する額とする。

７ ４５の項から４７の項までにおいて、建築物省エネ法第２９条第３項各号

に掲げる事項が記載されている認定計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定計画に係る建築物省エネ法第30条第1項又は第31条第1項の認定における評価の方法と同様の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、53の項に規定する額に相当する額とする。

8 48の項において、申請に係る建築物が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、53の項に規定する額に2分の1を乗じて得た額に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

9 48の項において、建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている認定計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定計画に係る建築物省エネ法第30条第1項又は第31条第1項の認定における評価の方法と同様の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における手数料の額は、建築物の区分に応じ、53の項に規定する額に2分の1を乗じて得た額に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

10 第3項の規定は、第4項から前項までにおいて準用する。

別表第2備考に次の1項を加える。

13 57の項において、変更をする計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における手数料の額は、当該変更後の計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した手数料の額に相当する額を合算した額とする。

第2条 刈谷市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2中85の項を90の項とし、75の項から84の項までを5項ずつ繰り下げ、同表74の項中「73の項」を「78の項」に改め、同項を同表79の項とし、同表73の項を同表78の項とし、同表72の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------------|-----------|--|
| 73 宅地造成又は 特定盛土等工事許 | 1件に つき | (1) 切土又は盛土をする土地の面積が50 0平方メートル以内のとき 17,000 |
|-----------------------|-----------|--|

可申請手数料

- 0円
- (2) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 28,000円
- (3) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき 4万円
- (4) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき 58,000円
- (5) 切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 69,000円
- (6) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき 94,000円
- (7) 切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき 149,000円
- (8) 切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき 226,000円
- (9) 切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき 36万円
- (10) 切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき 51万円
- (11) 切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき 66

| | | 万円 |
|------------------------------|--------|--|
| 7 4 宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料 | 1 件につき | 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 6 6 万円を超えるときは、6 6 万円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の変更((2)のみに該当する変更を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、7 3 の項に規定する額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額 (2) 切土又は盛土をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される切土又は盛土をする土地の面積に応じ、7 3 の項に規定する額 (3) その他の変更については、1 2, 0 0 0 円 |
| 7 5 土石の堆積工事許可申請手数料 | 1 件につき | (1) 土石の堆積をする土地の面積が 5 0 0 平方メートル以内のとき 1 2, 0 0 0 円 (2) 土石の堆積をする土地の面積が 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のとき 1 4, 0 0 0 円 (3) 土石の堆積をする土地の面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のとき 1 7, 0 0 0 円 (4) 土石の堆積をする土地の面積が 2, 0 |

| | | |
|-----------------------|-------|---|
| | | <p>00平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき 2万円</p> <p>(5) 土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 29,000円</p> <p>(6) 土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき 32,000円</p> <p>(7) 土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき 39,000円</p> <p>(8) 土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき 53,000円</p> <p>(9) 土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき 74,000円</p> <p>(10) 土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき 102,000円</p> <p>(11) 土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき 132,000円</p> |
| 76 土石の堆積工事計画変更許可申請手数料 | 1件につき | <p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が132,000円を超えるときは、132,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の計画の変更 ((2)のみに該当する変更を除く。)については、土石の堆積をする土地の面積 ((2)に規定する変更を伴う場合に</p> |

| | | |
|----------------------------------|--------------|--|
| | | <p>つては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ、75の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ、75の項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、12,000円</p> |
| <p>77 宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料</p> | <p>1件につき</p> | <p>(1) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートル以内のとき 4,000円</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき 5,000円</p> <p>(3) 切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき 7,000円</p> <p>(4) 切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき 11,000円</p> <p>(5) 切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき 19,000円</p> <p>(6) 切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき 31,000円</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | (7) 切土又は盛土をする土地の面積が10 万平方メートルを超えるとき 44,0 00円 |
|--|--|--|

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年5月9日から施行する。

刈谷市十朋亭条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 1 3 号

刈谷市十朋亭条例の一部を改正する条例

刈谷市十朋亭条例（昭和 4 6 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「終わった」を「終わった」に改める。

別表亀の間の項中「870円」を「1,050円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「2,500円」を「3,000円」に改め、同表城の間の項から桜の間の項までの規定中「870」を「1,050」に、「1,000」を「1,200」に、「2,500」を「3,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市十朋亭条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第14号

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

刈谷市国民健康保険税条例（昭和35年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.25」を「100分の7.06」に改める。

第4条中「29,300円」を「31,400円」に改める。

第5条第1号中「20,000円」を「20,700円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「10,350円」に改め、同条第3号中「15,000円」を「15,525円」に改める。

第6条中「100分の2.21」を「100分の2.58」に改める。

第7条中「7,800円」を「11,000円」に改める。

第7条の2第1号中「5,700円」を「6,900円」に改め、同条第2号中「2,850円」を「3,450円」に改め、同条第3号中「4,275円」を「5,175円」に改める。

第8条中「100分の2.11」を「100分の2.32」に改める。

第9条の2中「4,800円」を「5,700円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「20,510円」を「21,980円」に改め、同号イ（ア）中「14,000円」を「14,490円」に改め、同号イ（イ）中「7,000円」を「7,245円」に改め、同号イ（ウ）中「10,500円」を「10,868円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「7,700円」に改め、同号エ（ア）中「3,990円」を「4,830円」に改め、同号エ（イ）中「1,995円」を「2,415円」に改め、同号エ（ウ）中「2,993円」を「3,623円」に改め、同号カ中「3,360円」を「3,990円」に改め、同項第2号ア中「14,650円」を「15,700円」に改め、同号イ（ア）中「10,000円」を「10,350円」に改め、同号イ（イ）中「5,000円」を「5,175円」に改め、同号イ（ウ）中「7,500円」を「7,763円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「5,500円」に改め、同号エ（ア）中「2,85

0円」を「3,450円」に改め、同号エ（イ）中「1,425円」を「1,725円」に改め、同号エ（ウ）中「2,138円」を「2,588円」に改め、同号カ中「2,400円」を「2,850円」に改め、同項第3号ア中「5,860円」を「6,280円」に改め、同号イ（ア）中「4,000円」を「4,140円」に改め、同号イ（イ）中「2,000円」を「2,070円」に改め、同号イ（ウ）中「3,000円」を「3,105円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「2,200円」に改め、同号エ（ア）中「1,140円」を「1,380円」に改め、同号エ（イ）中「570円」を「690円」に改め、同号エ（ウ）中「855円」を「1,035円」に改め、同号カ中「960円」を「1,140円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,395円」を「4,710円」に改め、同号イ中「7,325円」を「7,850円」に改め、同号ウ中「11,720円」を「12,560円」に改め、同号エ中「14,650円」を「15,700円」に改め、同項第2号ア中「1,170円」を「1,650円」に改め、同号イ中「1,950円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「4,400円」に改め、同号エ中「3,900円」を「5,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

刈谷市産業振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第15号

刈谷市産業振興センター条例の一部を改正する条例

刈谷市産業振興センター条例（平成7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第8条中「減額」を「減額し、」に改める。

第11条中「建物又は」を「建物若しくは」に改める。

第14条中「の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

| 時間区分 使用区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|--------------|-------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 午後0時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで |
| 展示場 | 平日 | 24,700円 | 33,000円 | 33,000円 | 82,500円 |
| | 日曜日、土曜日及び祝日 | 29,700 | 39,600 | 39,600 | 99,000 |
| ホール | 平日 | 8,700 | 11,600 | 11,600 | 29,100 |
| | 日曜日、土曜日及び祝日 | 10,500 | 14,000 | 14,000 | 35,200 |
| 特別会議室 | | 2,950 | 3,950 | 3,950 | 9,900 |
| 和室 | | 1,600 | 2,100 | 2,100 | 5,350 |
| 201 会議室 | | 1,800 | 2,400 | 2,400 | 6,050 |
| 202 会議室 | | 850 | 1,100 | 1,100 | 2,850 |
| 203 会議室 | | 3,150 | 4,200 | 4,200 | 10,600 |
| 204 会議室 | | 1,200 | 1,650 | 1,650 | 4,150 |
| 205 会議室 | | 1,200 | 1,650 | 1,650 | 4,150 |
| 301 会議室 | | 1,600 | 2,100 | 2,100 | 5,350 |
| 302 会議室 | | 1,600 | 2,100 | 2,100 | 5,350 |
| 303 会議室 | | 1,600 | 2,100 | 2,100 | 5,350 |
| 304 会議室 | | 1,600 | 2,100 | 2,100 | 5,350 |
| 305 会議室 | | 2,550 | 3,450 | 3,450 | 8,650 |
| 306 会議室 | | 3,100 | 4,150 | 4,150 | 10,400 |

| | | | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 401 会議室 | 7,900 | 10,500 | 10,500 | 26,400 |
| 501 会議室 | 850 | 1,100 | 1,100 | 2,850 |
| 502 会議室 | 850 | 1,100 | 1,100 | 2,850 |
| 503 会議室 | 1,900 | 2,500 | 2,500 | 6,350 |
| 504 会議室 | 2,300 | 3,100 | 3,100 | 7,800 |
| 505 会議室 | 2,150 | 2,900 | 2,900 | 7,250 |
| 601 会議室 | 1,800 | 2,400 | 2,400 | 6,050 |
| 602 会議室 | 1,900 | 2,500 | 2,500 | 6,350 |
| 603 会議室 | 3,450 | 4,600 | 4,600 | 11,500 |
| 604 会議室 | 7,400 | 9,850 | 9,850 | 24,700 |

別表第1備考第2号中「1,000円以上」を「1,000円超」に改める。

別表第2展示場の項中「10,670円」を「11,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市産業振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第16号

刈谷市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(刈谷市道路占用料条例の一部改正)

第1条 刈谷市道路占用料条例(昭和51年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

」を

」に、「830」を「860」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に、「720」を「740」に、「2,400」を「2,200」に、

」を

」に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、「150」を「160」に、「

」を

」に、「360」を「370」に、「1,000」を「1,100」に、「17」を「18」に、「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「1,200」を「1,100」に、「710」を「660」に、

」を

」に、「240」を「220」に、「0.033」を「0.025」に改める。

(刈谷市法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第2条 刈谷市法定外公共用物の管理に関する条例(平成5年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

「

| |
|----|
| 85 |
|----|

」を「

| |
|----|
| 88 |
|----|

」に、「830」を「860」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に、「720」を「740」に、「2,400」を「2,200」に、「

| |
|----|
| 36 |
| 51 |

」を「

| |
|----|
| 37 |
| 53 |

」に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、「150」を「160」に、「

| |
|-----|
| 200 |
|-----|

」を「

| |
|-----|
| 210 |
|-----|

」に、「360」を「370」に、「1,000」を「1,100」に、「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「1,200」を「1,100」に、「710」を「660」に、「

| |
|----|
| 24 |
|----|

」を「

| |
|--|
| |
|--|

」に、「

| |
|----|
| 22 |
|----|

」に、「240」を「220」に、「0.033」を「0.025」に、「0.0464」を「0.0441」に改める。

(刈谷市河川占用料条例の一部改正)

第3条 刈谷市河川占用料条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「950」を「990」に、「850」を「880」に、「

| |
|--|
| |
|--|

」

「

| |
|----|
| 85 |
|----|

」を「

| |
|----|
| 88 |
|----|

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の刈谷市法定外公共用物の管理に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条又は第5条の規定により許可を受けたことにより法定外公共用物を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該法定外公共用物を占有する場合の当

該占用物件に係る令和7年度以後の各年度の占用料の額は、第2条の規定による改正後の刈谷市法定外公共用物の管理に関する条例の規定により算出した当該占用物件に係る同年度以後の各年度の占用料の額が、当該占用物件に係る令和6年度の占用料の額（当該占用物件に係る令和7年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る令和6年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該占用物件に係る令和7年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る令和6年度の占用の期間として旧条例の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額）に令和6年4月1日から令和7年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整法定外公共用物占用料額」という。）を超える場合については、調整法定外公共用物占用料額とする。

（刈谷市道路占用料条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 刈谷市道路占用料条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年度以後」及び「同年度以後」を「令和4年度から令和6年度まで」に改める。

刈谷市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 1 7 号

刈谷市下水道条例の一部を改正する条例

刈谷市下水道条例（昭和 6 3 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第18号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

刈谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

刈谷市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 1 9 号

刈谷市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

刈谷市消防団員退職報償金条例（昭和 3 9 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係）

| 階級 | 勤務年数 | | | | | | | | |
|------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 3年以上 5年未満 | 5年以上 7年未満 | 7年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 35年未満 | 35年以上 |
| 団長 | 円 175,000 | 円 239,000 | 円 287,000 | 円 344,000 | 円 459,000 | 円 594,000 | 円 779,000 | 円 979,000 | 円 1,079,000 |
| 副団長 | 169,000 | 229,000 | 274,000 | 329,000 | 429,000 | 534,000 | 709,000 | 909,000 | 1,009,000 |
| 分団長 | 163,000 | 219,000 | 261,000 | 318,000 | 413,000 | 513,000 | 659,000 | 849,000 | 949,000 |
| 副分団長 | 160,000 | 214,000 | 255,000 | 303,000 | 388,000 | 478,000 | 624,000 | 809,000 | 909,000 |
| 部長及び 班長 | 154,000 | 204,000 | 242,000 | 283,000 | 358,000 | 438,000 | 564,000 | 734,000 | 834,000 |
| 団員 | 148,000 | 200,000 | 229,000 | 264,000 | 334,000 | 409,000 | 519,000 | 689,000 | 789,000 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市消防団員退職報償金条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

刈谷市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 2 0 号

刈谷市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

刈谷市生涯学習センター条例（平成 1 3 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 南部生涯学習センター使用料（第 7 条関係）

| 時間区分 | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|------------|----|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | 午前 9 時から午後 0 時まで | 午後 1 時から午後 5 時まで | 午後 6 時から午後 9 時まで | 午前 9 時から午後 9 時まで |
| 多目的 ホール | 全面 | 平日 | 3,650 円 | 4,850 円 | 3,650 円 | 11,100 円 |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | 4,350 | 5,850 | 4,350 | 13,300 |
| | 片面 | 平日 | 1,850 | 2,500 | 1,850 | 5,750 |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | 2,250 | 3,000 | 2,250 | 6,850 |
| 研修室 1 | | 全面 | 3,250 | 4,350 | 3,250 | 9,950 |
| | | 片面 | 1,700 | 2,300 | 1,700 | 5,250 |
| 研修室 2 | | | 1,700 | 2,300 | 1,700 | 5,250 |
| 研修室 3 | | | 850 | 1,100 | 850 | 2,600 |
| 研修室 4 | | | 850 | 1,100 | 850 | 2,600 |
| 研修室 5 | | | 1,700 | 2,300 | 1,700 | 5,250 |
| 陶芸室 | | | 2,150 | 2,900 | 2,150 | 6,650 |
| 創作活動室 | | | 2,400 | 3,200 | 2,400 | 7,300 |
| 視聴覚研修室 | | | 2,600 | 3,450 | 2,600 | 7,950 |

別表第 1 備考第 2 号中「当該使用料」を「この表に定める使用料（以下この表において「基本使用料」という。）」に改め、同表備考第 3 号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「により算定した額」を「の規定により算定した額に当該額」に改める。

別表第 2 多目的ホール空調設備の項中「2, 200 円」を「2, 600 円」に改め、同表陶芸窯の項中「3, 000」を「3, 300」に改める。

別表第 3（その 1）中「11, 800 円」を「13, 100 円」に、「13, 900 円」を「15, 300 円」に、「36, 300 円」を「39, 900 円」に、「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、「14, 300」を「15, 700」に、

「16,700」を「18,400」に、「43,500」を「47,800」に改め、同表備考第2号中「1,000円以上」を「1,000円超」に、「当該使用料の2倍」を「この表に定める使用料(以下この表において「基本使用料」という。)の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は基本使用料の1.2倍」に改め、同表備考第3号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第4号中「当該利用区分の使用料の2分の1」を「基本使用料の5割」に改め、同表備考第5号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「の5割」を「に当該額の5割」に改める。

別表第3(その2)中備考以外の部分を次のように改める。

(その2)

| 利用区分 | | 時間区分 | | 3時間 | 全日 |
|--------|-------------|-------------|-------------|--------|---------|
| | | 平日 | 日曜日、土曜日及び祝日 | | |
| 多目的ホール | 平日 | | | 6,800円 | 24,800円 |
| | 日曜日、土曜日及び祝日 | | | 8,150 | 29,800 |
| 体育室 | 全面 | 平日 | | 2,250 | 8,300 |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | | 2,700 | 9,950 |
| | 3分の2面 | 平日 | | 1,500 | 5,550 |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | | 1,800 | 6,650 |
| | 3分の1面 | 平日 | | 770 | 2,800 |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | | 920 | 3,350 |
| 201研修室 | | | 930 | 3,400 | |
| 202研修室 | | | 1,800 | 6,650 | |
| 203研修室 | | | 1,500 | 5,550 | |
| 301研修室 | | | 1,800 | 6,650 | |
| 302研修室 | | | 1,500 | 5,550 | |
| 303研修室 | | | 930 | 3,400 | |
| 陶芸室 | | | 1,200 | 4,450 | |
| 創作活動室 | | | 1,400 | 5,100 | |
| 調理実習室 | | | 1,850 | 6,850 | |
| 和室1 | | | 1,100 | 4,050 | |
| 和室2 | | | 670 | 2,450 | |

別表第3(その2)備考第3号を次のように改める。

(3) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、この表に定める使用料(以下この表において「基本使用料」という。)の1.2倍の

額とする。

別表第3（その2）備考第4号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第5号を削り、同表備考第6号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「前3号」を「前2号」に、「の5割」を「に当該額の5割」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第7号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同表備考第6号とする。

別表第4 体育室の部空調設備の項中「2, 200」を「2, 600」に改め、同表陶芸室の部陶芸窯の項中「3, 000」を「3, 300」に改め、同表備考中「午前」を「午前」に、「多目的ホールは、」を「多目的ホールは」に改める。

別表第5中

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 音楽スタジオ | 1,650 | 1,650 | 1,650 | 2,200 |
|--------|-------|-------|-------|-------|

を

| | | | | | |
|--------|-------------|-------|-------|-------|--|
| 音楽スタジオ | 録音室を使用する場合 | 1,650 | 1,650 | 1,650 | |
| 音楽スタジオ | 録音室を使用しない場合 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | |

| | |
|-------|-------|
| 2,200 | 6,600 |
| 1,750 | 5,300 |

に改め、同表備考第1号中「当該使用料」を「この表に定め

る使用料（以下この表において「基本使用料」という。）」に改め、同表備考第2号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第3号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「の5割」を「に当該額の5割」に改める。

別表第6 陶芸窯の項中「3, 000円」を「3, 300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたも

のに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市社会教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第21号

刈谷市社会教育センター条例の一部を改正する条例

刈谷市社会教育センター条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条中「若しくは」を「又は」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

| 時間区分 利用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 午前9時から 午後0時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時まで | 午前9時から 午後9時まで |
| 301 研修室 | 940円 | 1,250円 | 940円 | 2,850円 |
| 401 研修室 | 1,550 | 2,100 | 1,550 | 4,800 |
| 503 研修室 | 420 | 570 | 420 | 1,300 |
| 501 実習室 | 670 | 900 | 670 | 2,050 |
| 502 実習室 | 940 | 1,250 | 940 | 2,850 |
| かりがね | 210 | 290 | 210 | 660 |
| かきつばた | 210 | 290 | 210 | 660 |
| おもだか | 210 | 290 | 210 | 660 |
| ホール | 2,900 | 3,900 | 2,900 | 8,900 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市社会教育センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 2 2 号

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例

刈谷市公民館条例（昭和 5 7 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

| 時間区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|--------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 午前 9 時から午後 0 時まで | 午後 1 時から午後 5 時まで | 午後 6 時から午後 9 時まで | 午前 9 時から午後 9 時まで |
| 東刈谷公民館 | 大集会室 | 1,700 円 | 2,300 円 | 1,700 円 | 5,250 円 |
| | 第 1 研修室 | 750 | 1,000 | 750 | 2,300 |
| | 第 2 研修室 | 410 | 550 | 410 | 1,250 |
| | 和室 | 420 | 570 | 420 | 1,300 |
| | 実習室 | 900 | 1,200 | 900 | 2,750 |
| 富士松公民館 | 大集会室 | 1,700 | 2,300 | 1,700 | 5,250 |
| | 第 1 研修室 | 750 | 1,000 | 750 | 2,300 |
| | 第 2 研修室 | 540 | 720 | 540 | 1,650 |
| | 第 3 研修室 | 560 | 740 | 560 | 1,700 |
| | 和室 | 420 | 570 | 420 | 1,300 |
| | 実習室 | 900 | 1,200 | 900 | 2,750 |
| 小垣江公民館 | 大集会室 | 1,700 | 2,300 | 1,700 | 5,250 |
| | 研修室 | 750 | 1,000 | 750 | 2,300 |
| | 和室 | 420 | 570 | 420 | 1,300 |
| | 実習室 | 900 | 1,200 | 900 | 2,750 |
| 北部公民館 | 大集会室 | 1,700 | 2,300 | 1,700 | 5,250 |
| | 第 1 研修室 | 750 | 1,000 | 750 | 2,300 |
| | 第 2 研修室 | 540 | 720 | 540 | 1,650 |
| | 和室 | 420 | 570 | 420 | 1,300 |
| | 実習室 | 900 | 1,200 | 900 | 2,750 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第23号

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例

刈谷市体育施設条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び附属物並びに」を「若しくは附属物又は」に改める。

第6条第2項中「の規定により、法人その他の団体であつて刈谷市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「に規定する指定管理者」に、「別表第3備考第5号」を「別表第3備考第8号」に改める。

第13条中「別表第3備考第5号」を「別表第3備考第8号」に改める。

別表第1中「5,500円」を「6,050円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、「6,600」を「7,250」に、「24,000」を「26,400」に、「3,800」を「4,200」に、「14,000」を「15,400」に、「4,500」を「4,950」

に、「16,500」を「18,100」に、

| | |
|-------|-------|
| 2,100 | 7,800 |
|-------|-------|

を

| | |
|-------|-------|
| 2,350 | 8,550 |
|-------|-------|

に、「2,500」を「2,800」に、「9,300」を

「10,200」に、「1,000」を「1,150」に、「3,900」を「4,250」に、

| | |
|-------|-------|
| 1,200 | 4,600 |
|-------|-------|

を

| | |
|-------|-------|
| 1,350 | 5,050 |
|-------|-------|

に、「1,900」を「2,100」に、「7,000」を「7,700」に、「2,300」を「2,500」に、「8,400」を「9,200」に、「1,100」を「1,

250」に、「4,200」を「4,600」に、

| | |
|-----|-------|
| 550 | 2,100 |
|-----|-------|

を

| | |
|-----|-----|
| 200 | 800 |
|-----|-----|

| |
|-----|
| 240 |
|-----|

| | | | | |
|--------------------------|-----|-------|---|-----|
| 「 630 2,300 」 | 200 | 800 | を | 240 |
| | 300 | 1,200 | | 350 |
| | 300 | 1,200 | | 350 |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 880 | に、「800円」を「880円」に改め、同表備考第3号中「本表 |
| 880 | |
| 1,300 | |
| 1,300 | |

は、」を削り、「に適用し」を「(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)であって」に改め、「という。)を」の次に「1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を」を加え、同表備考第4号中「もの」の次に「をいう。以下同じ。」を、「場合」の次に「(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)」を加え、同表備考第5号中「貸切使用し、入場料等を徴しない」を「貸切使用する場合(記録室又は審判役員室の使用の場合を除く。)であって、入場料等を徴しない場合又は入場料等を1人につき1,000円以下(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以下)を徴する」に改め、「、入場料等を」の次に「1人につき1,000円超(入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超)を」を加え、同表備考第6号中「に使用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第8号中「2分の1」を「5割」に改め、同表備考第10号中「第9号」を「前号」に改める。

別表第2中「14,560」を「16,000」に、「2,880」を「3,150」に、「1,410」を「1,550」に、「940」を「1,000」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 刈谷球場等施設使用料(第6条関係)

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 時間区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
| | 午前9時 | 午後1時 | 午後6時 | 午前9時 |

| 使用区分 | | | から午後 0時まで | から午後 5時まで | から午後 9時まで | から午後 9時まで |
|--------------------|---------------------|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 刈谷球場 | 野球場 | 平日 | 8,300円 | 11,100円 | 8,300円 | 25,300円 |
| | | 日曜日、 土曜日及 び祝日 | 10,300 | 13,700 | 10,300 | 31,300 |
| | 多目的室（1室につき） | | 1,200 | 1,600 | 1,200 | 3,700 |
| | 屋内ブルペン | | 940 | 1,250 | 940 | 2,850 |
| 港町グラウンド （1面につき） | 平日 | | 1時間までごとにつき | | 1,300円 | |
| | 日曜日、土曜日及び祝日 | | 1時間までごとにつき | | 1,500 | |
| ウェーブスタジアム刈谷 | スタジアム | 平日 | 9,550円 | 12,700円 | 9,550円 | 29,000円 |
| | | 日曜日、 土曜日及 び祝日 | 11,900 | 15,900 | 11,900 | 36,300 |
| | 会議室及び本部室 （1室につき） | | 1,400 | 1,850 | 1,400 | 4,250 |
| グリーングラウンド刈谷 | 人工芝コート | 平日 | 1時間までごとにつき | | 1,500円 | |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | 1時間までごとにつき | | 1,800 | |
| | 天然芝コート | 平日 | 1時間までごとにつき | | 1,800 | |
| | | 日曜日、土曜日及び祝日 | 1時間までごとにつき | | 2,200 | |

備考

- (1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日という。
- (2) アマチュアスポーツの目的のために刈谷球場、港町グラウンド、ウェーブスタジアム刈谷又はグリーングラウンド刈谷を貸切使用する場合（多目的室、屋内ブルペン、会議室又は本部室の使用の場合を除く。）であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を徴する場合は、本表の2倍の額とする。
- (3) 興行の目的のために刈谷球場又はウェーブスタジアム刈谷を貸切使用する場合（多目的室、屋内ブルペン、会議室又は本部室の使用の場合を除く。）は、本表の1.2倍の額とする。
- (4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (5) 準備又は原状回復のため使用する場合は、当該使用区分の使用料の5割に相当する額とする。
- (6) 貸切使用する場合において、市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- (7) 前3号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。
- (8) ウェーブスタジアム刈谷の個人使用料は、陸上競技（投てき競技を除く。）を行う場合に限り、使用する日の入場から退場までを1回とし、大人（小人

以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。) 1人1回につき200円、小人(小学生及び中学生をいう。) 1人1回につき100円とする。

別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料(第6条関係)

| 区分 | | 内容 | 金額 | |
|-------------------------|----------------|-----------------|----------|-------|
| 照明設備 | 刈谷球場 | 全点灯 30分までごとに | 4,260円 | |
| | | 2分の1点灯 30分までごとに | 2,660 | |
| | 小垣江グラウンド | 30分までごとに | 1,700 | |
| | 井ヶ谷グラウンド | 30分までごとに | 1,700 | |
| | 双葉グラウンド(1面につき) | 30分までごとに | 1,270 | |
| | ウェーブスタジアム刈谷 | 全点灯 30分までごとに | 4,260 | |
| | | 4分の3点灯 30分までごとに | 3,520 | |
| | | 2分の1点灯 30分までごとに | 2,660 | |
| | グリーングラウンド刈谷 | 人工芝コート | 30分までごとに | 1,270 |
| | 表示設備 | 刈谷球場 | 全面表示 | 午前 |
| 午後 | | | | 3,050 |
| 夜間 | | | | 3,050 |
| 全日 | | | | 9,170 |
| 得点判定表示(全面表示を利用する場合を除く。) | | | 午前 | 1,010 |
| | | | 午後 | 1,010 |
| | | | 夜間 | 1,010 |
| | | | 全日 | 3,050 |
| スピード表示(全面表示を利用する場合を除く。) | | 午前 | 500 | |
| | | 午後 | 500 | |
| | | 夜間 | 500 | |
| | | 全日 | 1,520 | |
| ウェーブスタジアム刈谷 | | 午前 | 3,650 | |
| | | 午後 | 3,850 | |
| | 夜間 | 3,650 | | |
| | 全日 | 11,100 | | |
| 放送設備 | 午前 | 1,520 | | |
| | 午後 | 1,520 | | |
| | 夜間 | 1,520 | | |
| | 全日 | 4,580 | | |
| ピッチングマシン(1台につき) | 午前 | 710 | | |
| | 午後 | 710 | | |
| | 夜間 | 710 | | |

| | | |
|--|----|-------|
| | 全日 | 2,130 |
|--|----|-------|

備考

- (1) 本表中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」の使用時間の単位は別表第3の時間区分欄に掲げる「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」のそれぞれの単位とする。
- (2) アマチュアスポーツの目的のために刈谷球場、ウェーブスタジアム刈谷又はグリーングラウンド刈谷を貸切使用する場合であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を徴する場合は、照明設備においては本表の2倍の額とする。
- (3) 興行の目的のために刈谷球場又はウェーブスタジアム刈谷を貸切使用する場合は、照明設備においては本表の1.2倍の額とする。
- (4) 時間区分外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額とする。ただし、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで引き続き使用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。
- (5) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が照明設備を使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- (6) 前2号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第5（その1）中「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に改め、同表備考第3号中「本表は、」を削り、「に適用し、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）」を「であって、入場料等を1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）」に改め、同表備考第4号中「（営利又は宣伝を目的として入場料等を徴して大衆に見せるもの）」を削り、同表備考第5号中「貸切使用し、入場料等を徴しない」を「貸切使用する場合であって、入場料等を徴しない場合又は入場料等を1人につき1,000円以下（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以下）を徴する」に改め、「、入場料等を」の次に「1人につき1,000円超（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円超）を」を加え、同表備考第6号中「に使用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて使用する時間区分に係る使用料の1時間当たりの額」に改め、同表備考第8号中「2分の1」を「5割」に改め、同表備考第10号中「第9号」を「前号」に改める。

別表第6中「16,230」を「17,800」に、「9,530」を「10,400」に、「2,350」を「2,550」に、「1,200」を「1,300」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市民ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第24号

刈谷市民ホール条例の一部を改正する条例

刈谷市民ホール条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第11条中「建物又は」を「建物若しくは」に改める。

第12条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第14条中「の規定により、法人その他の団体であつて刈谷市が指定するもの」を「に規定する指定管理者」に改める。

別表第1中「39,300円」を「43,200円」に、「52,000円」を「57,500円」に、「131,000円」を「144,000円」に、「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に、「47,100」を「51,500」に、「62,500」を「69,000」に、「157,000」を「172,500」に、「27,400」を「30,100」に、「36,600」を「40,200」に、「91,500」を「100,500」に、「32,800」を「36,000」に、「43,800」を「48,000」に、「109,500」を「120,000」に改め、同表備考第2号中「入場料又は」を「大ホール又は小ホールにおいて、入場料又は」に、「1,000円以上」を「1,000円超」に、「当該使用料の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍」を「この表に定める使用料（以下「基本使用料」という。）の2倍」に改め、同表備考第6号を同表備考第7号とし、同表備考第5号中「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「前3号」を「第2号から前号まで」に、「の5割」を「に、当該額の5割」に改め、同号を同表備考第6号とし、同表備考第4号中「ホールを利用する者で、当該利用に係る舞台練習のためにホールを」を「大ホール又は小ホールを利用する者が準備又は原状回復のために」に、「当該使用料」を「基本使用料」に改め、同号ただし書中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第3号中「に利用する場合の時間外」を削り、「当該使用料の1時間当たりの使用料」を「当該時間区分外と併せて利用する時間区分に係る基本

使用料の1時間当たりの額」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表備考第2号の次に次の1号を加える。

(3) 物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、基本使用料の1.2倍の額とする。

別表第2 照明設備の部 センターピンスポットライトの項中

| | |
|-----|-----|
| 500 | 500 |
|-----|-----|

を

| | |
|-----|--|
| 500 | |
|-----|--|

に改め、同表映写設備の部 ビデオプロジェクターの項中

「5,300」を「5,800」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市民ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 2 5 号

刈谷市美術館条例の一部を改正する条例

刈谷市美術館条例（昭和 5 8 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「及び」を「又は」に改める。

第 1 0 条中「及び」を「若しくは」に改める。

別表備考第 1 号中「5 0 0 円以上」を「1, 0 0 0 円超」に、「徴する」を「を徴する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市美術館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用する。

企業職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 2 6 号

企業職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 企業職員の給与に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、第 4 条の 3」を削り、「、同法」を「同法」に、「除く」を「除き、第 4 条の 3 の職員にあつては同項の規定により採用された者を除く」に改める。

第 4 条第 1 項中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条の 2 中「第 3 条第 2 項に規定する」を削る。

第 4 条の 3 第 3 号中「配偶者」の次に「(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第 9 条の 2 中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第 2 条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 4 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「、第 4 条の 3」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の企業職員の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同条第1項に規定する部長及び同条第3項に規定する監である職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者」とする。
偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 2 7 号

刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 2 5 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「に規定する」を「の規定による」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 7 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで」に改め、「又は科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「あつては 1 年」を「つては 2 年」に、「あつては 2 年以上水道」を「つては 3 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第 1 号の卒業者については 1 年以上、第 2 号の卒業者については 1 年 6 月以上水道に

関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号、第4号及び第5号において同じ。)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を

削り、「に関する科目」を「の課程」に、「科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号及び第5号において同じ。）」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「、工学」を「工学」に、「に関する科目」を「の課程」に、「科目以外の科目」を「課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

(刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の第3条第8号」を「刈谷市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 2 8 号

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第 1 条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(令和 4 年条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項及び第 6 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改める。

(刈谷市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 刈谷市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(令和 4 年条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。